報告事項

（１）　淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

１　改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）その他関係する政令及び省令が、令和８年３月３１日に公布され、一部の規定を除いて、同年４月１日から施行されました。

これに伴い、国民健康保険税等の地方税に関する事項について、所要の措置を講じる必要が生じましたが、施行期日（本年４月１日）が迫っていたことから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分により条例を改正しました。

２　改正の概要

①　国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を６７万円（現行６６万円）に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を３万円に定めます（第２条改正関係）。

②　国民健康保険税の減額措置に係る基準について、上記①と同様に、所要の措置を講じるとともに、５割軽減の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を３１万円（現行３０万５，０００円）とし、２割軽減の所得判定基準については被保険者数に乗ずる金額を５７万円（現行５６万円）とします（第２８条改正関係）。

③　引用条項及びその他字句についての整理を行います（第２８条改正関係）。

３　施行日

令和８年４月１日

４　経過措置

改正後の淡路市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

※ 改正内容の詳細は、次ページ以降の新旧対照表のとおりです。

淡路市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第１条による改正（淡路市国民健康保険税条例の一部改正）

現　　行	改　　正　　案
（課税額） 第２条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６６万円を超える場合においては、基礎課税額は、６６万円とする。 ３・４　（略）	（課税額） 第２条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６７万円を超える場合においては、基礎課税額は、６７万円とする。 ３・４　（略）
（国民健康保険税の減額） 第２８条　次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。 （１）（略） （２）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき３０万５，０００円を加算した金額	（国民健康保険税の減額） 第２８条　次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６７万円を超える場合には、６７万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。 （１）（略） （２）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき３１万円を加算した金額を超えな

淡路市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第１条による改正（淡路市国民健康保険税条例の一部改正）

現　　行	改　　正　　案
を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） （３）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５６万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） ２　（略） ３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々	い世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） （３）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５７万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） ２　（略） ３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の６に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々

淡路市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第１条による改正（淡路市国民健康保険税条例の一部改正）

現　　行	改　　正　　案
月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （２）～（６）　（略）	月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （２）～（６）　（略）

淡路市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第２条による改正（淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

現　　行	改　　正　　案
第２条第３項中「属する」の右に「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。	第２条第３項中「属する」の右に「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。
５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。	５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。
第２８条第１項中「２６万円）並びに」を「２６万円）、」に改め、「１７万円）」の右に「並びに同条第５項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第１号に次のように加える。	第２８条第１項中「２６万円）並びに」を「２６万円）、」に改め、「１７万円）」の右に「並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第１号に次のように加える。
キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について８４０円	キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）一人について８４０円
ク　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について７０円	ク　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）一人について７０円
ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ど	ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ど

淡路市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例新旧対照表
第２条による改正（淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

現　　行	改　　正　　案
も・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　６３０円 （イ）　特定世帯　３１５円 （ウ）　特定継続世帯　４７３円	も・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　６３０円 （イ）　特定世帯　３１５円 （ウ）　特定継続世帯　４７３円
第２８条に次の１項を加える。	第２８条に次の１項を加える。
４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する１８歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第１項、第２項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。	４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する１８歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。